

議題 1 障害者差別解消に関する国と都の動向

(1) 国の動向

時期	内容
令和 6 年 4 月	<u>改正障害者差別解消法の施行</u> 令和 3 年に改正された障害者差別解消法について、令和 6 年 4 月 1 日より事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。 (引用) 内閣府 HP「障害を理由とする差別の解消の推進」 <u>改正障害者雇用促進法の施行</u> 令和 4 年に改正され、令和 5 年 4 月 1 日以降順次施行されている改正障害者雇用促進法について、令和 6 年 4 月 1 日に以下の事項が施行されました。 【主な改正事項】 ・ 週所定労働時間 10 時間以上 20 時間未満で働く重度の身体・知的障害者、精神障害者の算定特例 ・ 障害者雇用調整金・報奨金の支給方法の見直し ・ 納付金助成金の新設・拡充等 (引用) 内閣府 HP「令和 4 年障害者雇用促進法の改正等について」
令和 6 年 6 月	<u>令和 6 年度版障害者白書の公表</u> ・ 事業者による合理的配慮の提供の義務化等を含む「改正障害者差別解消法」の施行を踏まえ、「改正障害者差別解消法」等の概要を説明するとともに、関係府省庁・地方公共団体における「対応要領」の策定・改定の概要や、関係府省庁における「対応指針」の改定の概要、内閣府による相談窓口試行事業「つなぐ窓口」の設置、政府による周知・啓発の取組等、「改正障害者差別解消法」の施行に向けた政府・地方公共団体における取組を掲載。 ・ 教育、雇用、生活、まちづくり、情報アクセシビリティなどについての官民の取組や、具体的な事例を 30 項目のトピックスで紹介。 (引用) 内閣府 HP「令和 6 年度版障害者白書」
令和 6 年 10 月	・ <u>G7 包摂と障害に関する担当大臣会合の開催</u> G7 包摂と障害に関する担当大臣会合が令和 6 年 10 月 14 日（月）から 16 日（水）にイタリア主催により開催されました。本テーマでの開催は、G7 の枠組みで初であり、本会合では、閣僚による議論を経て、最終日には成果文書として「ソルファニャーノ憲章」が採択されました。 (引用) 内閣府 HP「G7 包摂と障害に関する担当大臣会合（イタリア・ソルファニャーノ）」

(2) 都の動向

時期	内容
令和6年4月	<u>障害者差別解消条例普及啓発パンフレットの改訂</u> 令和6年4月の改正障害者差別解消法の施行に当たり、「障害者差別解消条例普及啓発パンフレット」(平成30年度作成)に改定が行われました。 【パンフレットの主な内容】 ◆社会の中で見受けられる差別や合理的配慮の提供についての4コマ漫画 ◆条例の3つの特徴 ◆障害の社会モデルについて (引用) 障害者差別解消条例普及啓発パンフレット(令和6年4月改定版) <u>東京都障害者差別解消法ハンドブックの改訂</u> 令和6年4月の改正障害者差別解消法の施行に当たり、「東京都障害者差別解消法ハンドブック」(平成30年度作成)の改定が行われました。 【ハンドブックの主な内容】 ◆法の概要 ◆法で求められること ◆様々な場面における対応の例 ◆障害特性について 【主な改定内容】 ◆法改正の内容を追加 ◆様々な場面における対応例の拡充 ◆障害特性の記述の追加 等 (引用) 東京都障害者差別解消法ハンドブック(令和6年4月改定版)
令和6年7月	<u>都職員、政策連携団体及び区市町村向け「障害者差別解消に係る説明会」を実施</u> 法令や障害及び障害者等に係る都職員、制作連携団体及び区市町村の理解促進を図る目的で開催されました。
令和6年9月 ～11月	<u>2024年TOKYO 共生社会障害理解啓発キャラバン</u> 障害者の福祉向上及び2025年デフリンピック東京開催に向け障害者理解を広げていくためにファミリー層や若者(主に小中高生)を対象とし、障害者との関わりが少ない層に向けた障害者理解促進イベントを開催されました。 (引用) 東京都福祉局 HP「2024年TOKYO 共生社会障害理解啓発キャラバン」
令和6年11月 ～令和6年2月	<u>障害及び障害者理解研修事業「障害者と互いに理解し目指す共生社会」の実施</u> 事業者の障害及び障害者の理解促進を図り、適切な行動をとれるよう支援するため、昨年度に引き続き、民間事業者向け「障害及び障害者理解研修事業」を全10回実施予定。 (引用) 東京都福祉局 HP「令和6年度 障害及び障害者理解研修事業「障害者と互いに理解し目指す共生社会」を開催します。

議題2 障害者差別解消に関する区の実施について

(1) 今までの主な取組について

時期	関連事業等の内容
平成31年3月	墨田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例の制定
平成31年4月	区Y o u T u b eに条例の手話動画を掲載
	遠隔手話サービスの開始
令和元年6月～	区報毎月11日号において、「誰もが心を通わす住みやすいまちへ」をテーマとして、啓発記事（ピクト）を掲載
令和元年6月	条例啓発パンフレットの作成及び配布
令和元年7月	条例啓発イベントの開催（7月3日～5日） 講演会、パネル展示、映画上映等の実施（延べ来場者数：約500名）
令和元年11月	障害のある方への配慮と情報保障のための手引き（墨田区職員向け）作成
令和2年11月	「もっと知りたい 心のバリアフリーのこと」の作成及び配布
	各課窓口へ耳マーク・手話通訳の周知についてのステッカーの配布
令和2年12月	障害者週間記念行事 障害者アート振興事業「アニメですみだ！展」の実施
令和3年3月	コミュニケーション支援「ヘルプシール」の作成・配布開始 障害のある方が、周囲に理解をしてほしいことや、配慮をお願いしたいことをスムーズに伝えるため、身に着けるものに貼って使用する、コミュニケーション支援「ヘルプシール」を作成しました。
令和3年10月	「すみダックといっしょに『心のバリアフリー探検ツアー』」発行 「心のバリアフリー」について理解を深めていただくため、こどもから大人まで、楽しみながら読んでいただける冊子を作成しました。学校、区の施設等での配布を行っているほか、区ホームページでダウンロードしてご覧いただくことも可能です。
令和3年12月	すみだスマイル・キャンペーン～広げよう 心のバリアフリー～ の実施 障害者週間において、区役所での展示や、オンライン（区のウェブサイト、SNS）で情報発信をする「すみだスマイル・キャンペーン」を行いました。
令和4年6月	障害者福祉課窓口にて「ヘルプマーク」の配布を再開しました。
令和4年8月	時事通信社・東京新聞等で「ヘルプシール」についての記事が掲載



令和4年12月	<u>すみだスマイル・フェスティバル</u> の開催 障害者週間(12月3日～9日)に合わせ、障害福祉の理解・啓発と障害のある方の社会参加などを目的として、12月3日に「すみだスマイル・フェスティバル」を行いました。 
令和5年4月	<u>墨田区心のバリアフリー普及啓発キャラクター「すみダック・すみピヨ」の使用マニュアルの制定</u> 心のバリアフリーの認知度の向上のため、墨田区心のバリアフリー普及啓発キャラクター「すみダック・すみピヨ」の使用を営利・非営利問わず可能とし、使用の際のガイドラインを制定しました。(使用料無償) 
令和5年12月	<u>心のバリアフリー応援隊</u> の発足 心のバリアフリーにつながる取組を行う団体や事業者を「心のバリアフリー応援隊」とし、店舗や事業所等への認定ステッカーの配布、区のホームページ等で登録事業者の紹介を行うことで障害のある方の利便性の向上、事業者の合理的配慮の仕組み作りの醸成を目的とする事業を始めました。 
〃	<u>すみだスマイル・フェスティバル</u> の開催 障害者週間(12月3日～9日)に合わせ、障害福祉の理解・啓発と障害のある方の社会参加などを目的として、12月10日に「すみだスマイル・フェスティバル」を行いました。
令和6年3月	<u>墨田区障害福祉総合計画の策定</u> 「第6期墨田区障害者行動計画」、「墨田区障害福祉計画【第7期】」、「墨田区障害児福祉計画【第3期】」の3計画を「墨田区障害福祉総合計画」(計画期間：令和6年度～令和8年度)として一体的に策定しました。障害の理解の促進やユニバーサルデザイン・バリアフリーのまちづくりの推進を図るため、障害者差別解消法普及啓発事業をはじめとした様々な事業を行うことを定めています。 
令和6年12月	<u>すみだスマイル・フェスティバル</u> の開催 障害者週間(12月3日～9日)に合わせ、障害福祉の理解・啓発と障害のある方の社会参加などを目的として、12月8日に「すみだスマイル・フェスティバル」を行いました。
令和7年3月(予定)	<u>『心のバリアフリー』冊子の配布</u> 令和3年度作成した「すみダックといっしょに『心のバリアフリー探検ツアー』」に引き続いて、第2弾となる「心のバリアフリー」冊子を作成中です。(3月に区内小学4年生を対象に配布予定)

（２）障害者差別解消に関する相談事例等の共有

相談①：特別支援学校生徒のＡ博物館入館料割引について（Ａ博物館職員より相談（入電））

Ａ博物館では障害者手帳の提示を必須としているが、「特別支援学校の生徒であるにもかかわらず、手帳の提示を求めるのは不適切ではないか」と学校職員より苦情があった。どう対応すべきか。

対応：障害者福祉課職員より東京都権利擁護センター（広域支援相談員）へ問い合わせを行った。「障害者差別解消法の趣旨としては、手帳の有無にかかわらず、社会的障壁を感じている人に対し合理的配慮を行っていくのが理想の一方で、現実的にその事業所も、サービス適用に際し手帳の提示を求めているのは一般的である。そのため、Ａ博物館が、学校生徒に対し障害者手帳の提示を求める対応自体は、不適切な対応とは言えない。Ａ博物館に対しては、現時点の対応には問題ないが、法の趣旨を説明し今後の対応について検討する余地はある、と伝えてはどうか。」との回答があった。

上記の回答をＡ博物館に報告。Ａ博物館としては、都内の他の施設等も同様の対応である点、Ａ博物館の他事業の割引等との整合性もあり、現時点では対応方針の変更予定はないが、説明（障害者差別解消法の趣旨）については理解したとのこと。

相談②：区内公衆浴場事業者からの相談

営業する公衆浴場施設内で利用客への満足度向上のためＢＧＭを流している。施設を利用しようとする対象者から「聴覚過敏なので音楽を小さくしてほしい」と言われたが、合理的配慮はどこまで必要なのかと事業者より問合せあり。

対応：不当な差別的取り扱いとしてはならないが、合理的配慮については明確に何をどこまですればよいというものはなく、お互いの話し合いで解決し配慮を行っていくものであるといった差別解消法の趣旨を伝え、一定時間の音量調節ができないかなどを含め、配慮可能な方法を検討してもらい、解決に至らないならば、東京都障害者権利擁護センター（広域支援相談員）や区の相談窓口に相談することも可能である旨を事業者へ伝えた。その後、障害者福祉課から本人にヒアリングを行ったところ、現在はスタッフが個別に対応してくれているとのこと。